

割賦販売法の抜本的改正に関する意見書

高齢者に対する寝具・リフォーム工事等の次々販売被害、呉服等の展示会商法等、クレジット悪質商法被害が全国で多発し、ついには、多額のクレジット債務に負われた消費者が自らの命を絶つ深刻なケースすら発生している。

こうした被害が発生する要因としては、クレジットは、代金回収と商品の引渡しを分化したシステムであり、販売事業者が消費者の資力等を見放した勧誘を行うなどの構造的危険性を有しているにも関わらず、現行割賦販売法が被害防止に向けた法改正を行ってこなかったこと等が挙げられる。

よって、政府においては、クレジット悪質商法被害の防止と消費者の被害回復、さらには消費者にとって安心・安全なクレジット社会を築くため、割賦販売法を改正するとともに、下記事項についての措置を講じることを強く要望する。

記

- 1 クレジット事業者の既払金返還責任（無過失共同責任）
被害の集中する契約書型クレジットについては、クレジットが違法な取引に利用された場合、クレジット事業者は、既払金返還を含む無過失共同責任を負うものとする。
- 2 クレジット事業者の不適正与信防止義務
契約書型及びカード式も含め、クレジット事業者は、違法な取引にクレジットが利用され、顧客に被害が発生することを防ぐための調査等、不適正な与信を防止する義務を負うものとする。
- 3 過剰与信防止義務
クレジット事業者に、過剰与信を防止するための調査義務等を明記し、さらに過剰与信防止義務違反については、民事効を認める等、同義務が実効性のあるものとする。
- 4 契約書型クレジットに関する規制強化
契約書型クレジットについて、カード式同様登録制度を導入し、且つ契約書面交付義務を明記すること。
- 5 原則として指定商品（権利・役務）制及び割賦要件を廃止し、支障のある取引については、ネガティブリストにより対応するものとする。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2007年（平成19年）12月19日

高砂市議会